



市章

# 大津市公報

令和3年9月29日  
号外(第47号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 条 例

54 大津市大津港サイクルステーション条例	1
55 大津市個人情報保護条例及び大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	2
56 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
57 大津市漁港等管理条例の一部を改正する条例	3
58 大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例	4

## 条 例

大津市大津港サイクルステーション条例を公布する。

令和3年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市条例第54号

大津市大津港サイクルステーション条例  
(設置)

**第1条** 大津港を訪れる市民、観光旅行者等の利便性の向上及び交流の促進を図るとともに、自転車を利用した観光周遊の促進を図るため、大津港サイクルステーション（以下「ステーション」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** ステーションの位置は、大津市浜大津五丁目1番7号とする。

(事業)

**第3条** ステーションにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大津港を訪れる市民、観光旅行者等の休憩及び交流の場の提供に関する事業
- (2) サイクリングルートその他の観光情報の発信に関する事業
- (3) 本市の物産の紹介及び展示に関する事業
- (4) その他ステーションの設置の目的を達成するために必要な事業

(行為の禁止)

**第4条** ステーションにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。
- (2) ステーションの施設又は設備を汚損し、又は毀損すること。
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ステーションの管理上支障があると認められる行為をすること。

(指定管理者による管理)

**第5条** ステーションの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（次条において「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の指定の基準)

**第6条** 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ステーションの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) ステーションの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) ステーションの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(指定管理者が行う管理の基準)

**第7条** 第5条の規定に基づきステーションの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、ステーションの開場時間及び休場日の定めに従い、ステーションを適正に利用に供さなければならない。

2 前項のステーションの開場時間及び休場日は、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第8条** 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) ステーションを利用に供する業務
- (3) ステーションの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、ステーションの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

-----

大津市個人情報保護条例及び大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市条例第55号

大津市個人情報保護条例及び大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
(大津市個人情報保護条例の一部改正)

**第1条** 大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第38条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

**第2条** 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第78号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市条例第56号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第5条第2項から第5項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

**第53条** 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され

ているものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）によりこれらを行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、書面等に係る電磁的記録が作成されている場合には、書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、当該教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供しようとする教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織」とあるのは「電子情報処理組織」と、「提供する」とあるのは「同意を得る」と、「を交付又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「当該教育・保育給付認定保護者」とあるのは「当該特定教育・保育施設等」と、「方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）」とあるのは「方法」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において読み替えて準用する前項各号」と、「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「特定教育・保育施設等」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「に対し、記載事項の提供」とあるのは「からの同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市条例第57号**

大津市漁港等管理条例の一部を改正する条例

大津市漁港等管理条例（昭和55年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条から第18条までを削る。

第19条第4号中「第15条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第16条とし、第20条を第17条とし、第21条を第18条とする。

**附 則**

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市条例第58号**

大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例

大津市温泉保養交流施設条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「12枚綴り」を「11枚綴」に、

小学生、高齢者及び障害者等	
---------------	--

を 

小学生等及び障害者等	
高齢者	

に改め、同項の表備考第1項を次のように改める。

410円	4,100円
500円	5,000円

1 この表中「小学生等」とは、小学生及び小学校に就学するまでの3歳以上の者をいう。

別表第1項の表備考第3項中「小学校に就学するまで」を「3歳未満」に改め、同備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 この表中「高齢者」とは、70歳以上の者（障害者等に該当する者を除く。）をいう。

**附 則**

この条例は、令和4年4月1日から施行する。